

県民税

個人県民税

納める人

毎年1月1日現在で県内に住所等がある個人

納める額

均等割……1,500円(うち豊かな森づくり協働税500円)

※森林環境税(国税)の1,000円が、個人住民税均等割と併せて課税されています。

所得割……次の計算により算出した額

$$\left[\text{前年の総所得金額等の合計額} - \text{所得控除額} \right] \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{税額}$$

課税所得金額

所得控除額……基礎控除(最高43万円)、配偶者控除(最高33万円)、扶養控除(33万円)、配偶者特別控除(最高33万円)などがあります。

税率……4%

※寄附金税額控除の対象について

○控除額は①又は②のいずれか低い金額-2千円)×4%

①「地方公共団体に対する寄附金」、「住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金」、その他「所得税において寄附金控除の対象となる寄附金で、県内に事業所等がある公益法人等に対する寄附金」等の合計額

②年間の総所得金額等の30%

○地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)のうち、適用下限額(2千円)を超える部分について、一定の額(概ね住民税所得割額の2割)まで所得税と合わせて全額が控除されます。

○申告・納税は個人の市町村民税と合わせて市町村に行い、市町村から県へ払い込まれます。

●給与所得者……6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて納めます。

●公的年金受給者…年金の支給される月に、年金から差し引かれて納めます。

●上記以外……原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。



法人県民税

納める人

県内に事務所、事業所、寮等がある法人

納める額

均等割

法人の区分	納める額
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	// 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	// 136,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	// 52,500円
資本金等の額が1,000万円以下の法人、 公共法人、公益法人等	// 21,000円

(注) 納める額には標準税率の5%相当額の「豊かな森づくり協働税」が含まれています。

法人税割

区 分	納める額	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本(出資)金が1億円以下の法人で、 法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額×3.2%	法人税額×1.0%
上 記 以 外 の 法 人	// ×4.0%	// ×1.8%

○事業年度終了の日から2月以内に申告し、納めることになっています。

県民税利子割

納める人

県内に所在する金融機関の営業所等を通じて利子等の支払いを受ける個人

納める額

支払いを受ける利子等の5%(別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。)

○金融機関等が利子等の支払いの際に特別徴収し、その翌月の10日までに申告し、納めることになっています。